

教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費
国庫負担制度拡充を求める意見書

学校現場では、3月から続く新型コロナウイルス感染症蔓延により、子どもたちの学びの保障や心身のケア、感染症拡大防止のための対策などが行われている。

また、新学習指導要領への対応に加え、休業措置に対するカリキュラム再編成など、臨時的な職務が行われている。

さらに、貧困・いじめ・不登校などの解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠である。

本市では「豊かな感性とたくましい行動力を持ち、互いのよさを認め合いながら、進んで自己の課題に取り組むことのできる、心身共に健康な児童生徒の育成」を目標に、きめ細かな教育の充実や学力向上、少人数学級の推進など学校教育の充実を図る施策などを積極的に展開し、特色ある学校づくりに努めている。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。

子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障のためにも国庫負担割合2分の1への復元が必要である。

以上のことから、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 計画的な教職員定数改善を進めるとともに、少人数学級の推進を図ること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月11日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
文部科学大臣